

第64回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成29年6月12日(月) 午後1時30分～午後3時00分

(2) 場所 福島テルサ3階 中会議室 あづま

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、今泉裕、小堀健太、齋藤玲子、佐藤初美、島田マリ子、新城希子、高嶋亮、橘あすか

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課長、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席、エネルギー課副課長、水産課副課長、県中建設事務所主幹兼専門技術管理員、県中建設事務所事業部長、富岡土木事務所次長(業務担当)、企業局工業用水道課課長、企業局工業用水道課主幹、県中出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成28年度分)

イ 総合評価の実施状況について

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成29年4月～5月分)

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第64回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくをお願いいたします。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項3件、審議事項1件でございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【伊藤委員長】

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成28年度分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきましては、質問等があればお願いします。

(意見がないことを確認して)

それでは次に参ります。

次に、報告事項イ「総合評価方式の実施状況」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

総合評価方式の評価項目は、だいたいどのくらいで見直しが行われるのですか。

【入札監理課主幹】

毎年状況を見て、見直しを行っております。昨年も「地域貢献度」を見直しております。今年一年、検証しまして、該当があれば見直しを行います。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、次に参ります。

次に、報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成29年4月～5月分）です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

（意見がないことを確認して）

次に、審議事項ア「抽出案件について」です。テーマは、「予定価格5億円以上で発注した案件」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。今泉委員、小堀委員の順番で説明をお願いします。

【今泉委員】

案件番号1、整理番号6「J ヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事」ですけれども、特殊工法について、入札された企業体しかできない特殊工法なのかということが一つ、二つ目には、工期の短縮ができることが前提となっておりますが、他の案件も、同様の判断ができるのではないかなということから抽出いたしました。

続いて、案件番号3ですが、総合評価方式に基づいてなんですが、加点の総合点数をみますと、上から下まで、29点から13点までの間にかかなり開きがあるということで、これだけ開きがあるということは、地域社会の貢献度のところで、もう既に結果は分かるのではないかと、私でも分かるので、業者だったら、低い点数しか出なかったらどうなのかなと思います。併せて入札額は、トップということではなくて、それが総合評価、単純にいうと、一般の人が見て分かりにくいところがあるように思いますし、私もすっきりしないということで抽出しました。

案件番号4は、随契ということなのですが、今後もどれくらいの期間随意契約を行っていくのか、その件で抽出をさせていただきました。私からは以上です。

【小堀委員】

案件番号2、「水産種苗研復旧2801工事」ですが、金額が16億を超える工事で、一者しか応札しなかった、かつ99.67%という高い落札率ということで、どういう経過があったのかということを確認したくて抽出いたしました。

案件番号3、県中建設事務所さんの「道路橋りょう整備（再復）工事（トンネル）」で、今泉委員からの抽出理由に加えて、この期間内で、最も金額が高い工事であったところと、落札率87.51%ということで、予定価格との差が9億円になっているという部分と、価格では第9位だった業者が、加点1位で逆転して取っていることが分からなかったのを、確認させていただきました。

案件番号5、工業用水道課さんの「配水管布設工事」で、整理番号47と48で、配水管布設工事のB工区とC工区と連なった工事として入札が行われておりまして、入札参加者数も2件の応札と1件の応札という違いがあったり、隣接する工事で、両方同じ業者さんが応札に応じなかったりと分かりにくい点があったので、取り上げさせていただきました。

【伊藤委員長】

それでは、案件番号1、エネルギー課の案件について説明をお願いします。

【エネルギー課】

（「資料4」により説明）

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【今泉委員】

技術的には相当限定された技術とみて良いのでしょうか。

【エネルギー課】

基礎の構造ですとか、アーチ構造については、この方法しか考えられないということではなくて、先行して行った基本設計の段階では、こういったものということで想定はしておりましたが、いくつかの工法は考えられるであろうということで、プロポーザル方式によって行ったということでございます。ただ、今回の落札者において独自の技術というのが、施工のすべてではないですけれども、そういった部分もあるということでございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

プロポーザル方式の場合の手順、手続きについて簡単に御説明いただけないでしょうか。4ページに公募型プロポーザル方式審査結果があり、5名の学識経験者の審査結果がありますが、このことと価格がどういう風な関係にあるのかということを含めて。要するに設計、デザインがすばらしく良ければそれでいいという訳ではないですよね。その辺りについてどう整理しているのかということについて説明していただけないでしょうか。

【入札監理課主幹】

標準的な手順について説明します。こちらは、プロポーザルの中でも、設計・施工一体型ということで、先ほど特殊な工法ということもありましたが、建築ですとデザインということもできます。まず、4ページにあります学識経験者と事務局と打ち合わせ、いくつかの評価項目を設定します。その中には、概算金額というのも入っています。あと、工期の短縮とかデザインとかも入っております。そういう評価項目を決めまして、プロポでの公告により見積業者を募ります。こちらが4ページにありますけれども、2者集まってきたというところがございます。集まった資料を、このプロポーザル審査委員会というところで、一次審査、あと二次はヒアリングを行いまして、最終的にこの方々の評価点を決めまして決定いたします。この後見積合わせということになるんですが、この段階ではある程度の方針しか決まっておきませんので、この後詳細設計を行いますので、この見積合わせについては、概算の工事費と設計費で合わせますので、随意契約の予定価格は見積額と同じとなります。その後、詳細な設計をして、詳細な価格を決めていくということがございます。

【伊藤委員長】

そうすると、プロポーザル方式に応募した段階では、価格は呈示されていないということですね。

【入札監理課主幹】

このくらいの予算という概算金額は、募集要項に入れております。

【伊藤委員長】

ちなみに応募するときの設計料は、落ちたところには払わないということですか。

【入札監理課主幹】

払っておりません。

【島田委員】

契約した業者さんは、県外の業者さんということですがけれども、例えば、県内での雇用というのは、下請としては条件には入っているのでしょうか。

【エネルギー課】

条件として設定はしておりません。結果としては、一次、二次、三次として入っているところはあるかと思いますが、条件として県内業者を使えという設定はしておりません。

【島田委員】

それは、なぜでしょうか。

【エネルギー課】

それぞれ受注者に調達先等、下請にしても取引のある企業ということがあろうと思いますので、そこまでは指定はしていないということでございます。

【新城委員】

プロポーザル方式審査委員会に5名の方がおりますが、幅広い意見ということで、いろいろな分野の方がおられるかと思うのですが、固有技術というものを審査する面もあろうかと思っておりますので、その専門職の方というのは、日大の方と、工学部の方ということでよろしいのでしょうか。

【エネルギー課】

4ページの5名の方の他に事務局として、県職員3名が入っております、合計8名体制でございますが、そのうち3名の学識経験者と、建築の県職員も入って、8名中4名が建築の専門家という体制で審査を行ったところでございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、次に参ります。次に、案件番号2、水産課の案件について説明をお願いします。

【水産課】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【小堀委員】

結果として入札参加者が1者となったという中で、技術的難易度の高い工事で、その他の要件を設定したということは分かるのですが、結果として、すごく難しい工事で何とか一者手を上げてくれて施工業者が決まったことが良かったということなのか、一者しか応札できなくて、ほぼ100%の落札率につながったという反省が、何か次につながるのか、この結果を踏まえてどのように認識されているのかということについて確認したいのですが。

【水産課】

応札者が一者だったところの理由は正直わかりません。御存知のとおり浜通り、相双地域においては、現在も災害復旧工事、防災林などの復旧工事など、多くの工事が発注されておりまして、建設業者の手持ち工事が非常に多いと。また、配置技術者や作業員が確保できないなどの理由で、受注者以外は応札しなかったのかなと考えております。

なお、技術者不足のため、単独企業での受注が厳しい状況も加味しまして、復興JVでの参加も認めております。それが結果的には、応札者を確保できたのかなと思っております。また、落札率99.67%についても、私どもとしましては、はっきり分かりません。ただ本工事については、建築工事の一般的な歩掛かり、単価で積算しております。特別な理由はないと思っております。

【伊藤委員長】

ちなみに、相双でこの入札参加資格のある業者は何者ぐらいいますか。

【水産課】

13者になります。

【伊藤委員長】

地域要件「県内」ですから、他の地域からの応札というのも考えられないことはないですよ。

それと、落札率99.67%、これは少しずつ下げていって、やっと予定価格内になったということですから、仕方ないですね。

それでは、次に案件番号3 県中建設事務所の案件について、説明をお願いします。

【県中建設事務所】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【小堀委員】

14 ページ目の総合評価入札結果というところで、落札された業者さんが、一番右側で29点ということが、加算点順位第1位ということなんだと思うのですが、金額としては、第9位ということで、総合評価方式で加算点と金額の関係性ということを確認させていただけないでしょうか。

【県中建設事務所】

資料16 ページをご覧ください。入札額の第1位ですけれども、表の一番上の業者が、5,643,610,000 円で、落札した業者が 5,730,000,000 円でございます。2 つ左の欄にいきまして加算点ですが、一番上の業者の加算点が 24 点で、落札業者の加算点が 29 点でございます。それで、その計算結果がこちらの表の通りでして、計算の結果が、応札額第9位の業者が1位になって、落札したということでございます。

【伊藤委員長】

これは、もう公表されているものですよね。

要するに、真ん中あたりに金額が並んでおりますが、その入札額の右側の「評価値算出価格」を(A)で割るということですね。そうすると、例えば、一番上の一番安い価格で応札した業者よりも、落札した業者の方が、約5点点数が高かったということですね。

ちなみに(B)と(C)は、どういう関係があるのですか。

【入札監理課主幹】

総合評価の場合、価格競争の最低制限価格の代わりに、低入札価格調査制度における評価基準価格というものがありまして、それより低い価格の場合は、自動的に評価基準価格という決まった価格に戻されます。ですので、いくらでも低くしていいよということにはならないようにしてありますので、例えば、一番上の業者は、入札額は5,643,610,000円を入れておりますが、5,707,460,000円というこちらで決めた価格に戻されております。落札した業者は、その金額に達していませんので、入札額のままということになります。

【小堀委員】

低入札評価基準価格が設けられているということは、品質確保という観点からでしょうか。

【入札監理課主幹】

品質確保と下請業者に適正な価格が行くようにということで設けております。

【島田委員】

入札価格を出す計算式はもともとそういうものなんですよね。独自のものというわけではなく、日本全国同じなんですよね。

【入札監理課主幹】

各点数は各県ごとに違いますが、本質は全国同じでございます。

大きく分けて加算型と除算型とございまして、技術点と金額点を足すパターンと、本県のように割り算するパターンとございまして、除算型も多くの県で採用しておりまして、標準的なやり方でございます。

【伊藤委員長】

足す方は難しいですよね。金額がかなりちがいますよね。それと、評価点を何倍にして足すのかというのが難しいですよ。ある意味割り算の方がわかりやすいように思います。

他いかがでしょうか。

それでは、案件番号4、富岡土木事務所の案件について、説明をお願いします。

【富岡土木事務所】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【今泉委員】

「緊急の必要により」と書いてありますが、緊急の必要というのは、だいたいいつ頃までみているのか教えていただきたいと思います。

【入札監理課長】

H28年度までは、震災の復旧ということで、緊急的なものとして認めておりましたが、H29年度からは、このような災害復旧工事については、条件付一般競争入札総合評価の復旧型というものを創設しましたので、そちらで対応することとしております。

【伊藤委員長】

5年経って緊急というのは、どうも説得力にかけるといえるような気がしていたのですが、避難解除後の復旧ということもあって認めていたということで、今年度からはそのような形を取らなくてよいということ。

もう一つ、公募型という形での随意契約のあり方はどうなのかということがありまして、御存知のとおり、指名競争入札を廃止したので、本当に緊急のことだったら一者随契でいいわけですね。今すぐやらなければならないわけですから。で、随契でありながら、競争性を持たせなければいけないのではないのということがもう一方にあって、それで公募型といってやっている。で、公募型随意契約は、指名競争入札とどこが違うのと質問で言われると、そう変わらないんじゃないのという気がしないことはないです。ただ、緊急だから、指名競争入札ということではなく、随意契約ということで、理屈はあるのかなという気はしますが、随契は、本当に緊急性のあるものに限られるものだというのが、地方自治法に合うものだと思います。ただ、震災復興ということで、緊急性から必要ということで県としては認めてきたけれども、5年経ったので、その理屈はそろそろ通らないだろうということだと思います。

緊急性と、公募型という種類がどうなのかという2つの問題があるのかなということで意識しております。

それでは、案件番号5 工業用水道課の案件について、説明をお願いします。

【工業用水道課】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件について、質問等があればお願いします。

この参加資格を満たしている業者は、相双では何者くらいいますか。

【工業用水道課】

相双管内では、14 者でございます。

【伊藤委員長】

資料 1 で入札結果の概要をお話していただいたのですけれども、地域別をみますと、やはり、相双といわきは他の地域より低い入札参加者数となっております。これは、クロス集計していないのでわからないのですけれども、相双・いわきでは、特にこういう種別で入札参加者数が少ないとか、そういう傾向がお分かりになりますか。工事種別毎に相双といわきは入札参加者数が少ないという傾向がある工事と、必ずしもそうではない工事もあると思いますので、可能であれば、調べていただけるとありがたいかなと思います。

この種の工事は、他管内からは取りにくい工事なのですか。

【工業用水道課】

48 番は、郡山管内の業者ですので、取りにくいということはあるのかもしれませんが、入ってきていないわけではないです。

【小堀委員】

工期を短くするために、工区を二つに分けて発注しているという話でしたが、これ以上細かく分けると不都合が出るということで、3.5km だったり、2.5km だったりに分けて線を引かれるものだったのですか、むしろ 1km 単位とかに細かく分けることで、参加しやすくなったりということはあるものなのでしょうか。

【工業用水道課】

こちらは、地元の会社の考え方もあるんだと思うのですが、あんまり細かくすると、施工管理の問題とかもありますので、理想としては、本当は一本で出したいのですが、管理上等の問題で、2 本が限界かなという判断で、このような分け方をしております。

【伊藤委員長】

不調対策としてなるべくロットを大きくしましようという話がありましたよね。大きなロットの方が入札しやすいという傾向はありませんか。

【工業用水道課】

入札しやすいというか、業者とすれば、そういう観点もあるのだと思いますが、相双地域だと、人を集めるという問題もありますので、あんまり大きくしてしまうと、われわれも 30 年 9 月には、給水を開始しなければならないという点がありますから、あまり長い工区で工期が長くかかると問題があったものですから、2 者に分けて工程管理を行うのが、限界かなとしたわけです。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、意見交換ですけれども、何かございますでしょうか。

【新城委員】

総合評価方式の実施状況で、逆転件数が9%増加しているということで、逆転の割合というのは、適正なものと考えているのか、それとも、これは調整して、配点や評価項目を考えていくという風にお考えなのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

【入札監理課長】

総合評価の価格との逆転ということですが、総合評価を実施するうえでは、価格との逆転が生じることがあるということをやっております。委員からの提案がなければ、実は次回の抽出案件については、総合評価の逆転を起こしているものについて、詳しく審議していただければと思っておったところです。それも、H26,H27,H28 と比べますと、逆転が、18.5%だったものが、年々10%ぐらいずつ増えているところがあるので、その辺の傾向もありまして、委員の皆様のご了解があれば、次回の抽出案件にこの辺りを見ていただきまして、現在の総合評価制度について、何らかの問題があるのかどうか、見直す点はあるのかどうかについて御審議いただければと考えていたところでした。

【伊藤委員長】

適正な逆転の比率というのはなかなか難しいですよ。ただ、過去の経緯であるとか、他県の状況がどうなっているのかというのは、一定程度分かると思いますので、もし次回そういう抽出テーマでしたら、時系列で過去どうだったのかということと、もしも可能であれば近隣の県がどの程度の逆転をしているのかということをお調べいただければありがたいなと思います。

【島田委員】

総合評価の評価項目価格が何億単位でひっくり替えるということがあるので、ある限度を持って、この評価に対しての、一度みんなで協議するとか、ということがあってもいいのかなと、評価が計算どおりであってもいいのかなということについての協議の場があってもいいのかなと。

もう一つは、入札で一番低い価格のものを選んで、その後、実施設計が入って、実際の予算が出てくるという時に、かなりオーバーすることがほとんどかと思いますが、それについては、予算があると思うので、予算内に収めるようなこととかしているのかなと。

【伊藤委員長】

質問が2つ出ておりまして、一つは総合評価方式の評価項目について、前は、消防団の加入について出ておりまして、最近消防団が高齢化してなかなか入りにくいので、若い人を入れなくちゃいけないねという話があったり、新分野進出が本当に評価項目とし

て適切なものかどうかというのは考え方の問題ですよね。そういうような意見も委員会ではございましたけれども、一度決めちゃうと、変えにくいという部分があると思います。他にも項目として入れることが可能な部分もあるでしょうし、ちょっと時代遅れで、項目としては、もうやめてもいいのかなというものもあると思います。その辺の見直しをしていただいて、見直しの結果をこの委員会にご報告いただければありがたいなというのが1つと。

工事が契約されて、その後設計の変更があれば、当然契約変更がありますが、それが無い場合は、そのままということですよ。何も変わらないですよ。

【入札監理課長】

おそらくプロポの話がされているのかと思います。ある程度の限度額の中で設計をしていただいたものを実際きちんと設計して、工事をやったならば、予算額を超えてしまうケースがあるのではないかというお話しなのではないかと思いますが、基本的にそういうことはございません。よほどのことがない限り、基本的には、限度額の中で収まるような形になっております。もし外的要因で、法令が変わって、昔の工法ではなくて、強化した工法でやらなければならないなどということが出てくれば、それに応じて、予算を補正して、変更契約なりを行ってやるような形になるのかなと考えております。

【伊藤委員長】

新国立競技場がどんどん予算が上がっちゃったというのは、プロポーザルは設計だけのプロポーザルですよ。設計を決めて入札をしたということですよ。ですので、さっきの抽出案件は、設計も施工も一体としてという形でしたので、入札の価格でずっとやるということです。よほどのことがない限り、変更契約は行いません。

それでは、(4)その他に参ります。委員の皆様から何かございませんでしょうか。事務局の方からございますでしょうか。

【入札監理課長】

本日の会議資料にもつけております、資料1及び1-1の「入札等結果」の作成方法の変更についてであります。

これまでは、当該年度の直近の月までの累計ではなく、前回報告月以降から直近の月までの期間分のみを集計し、前年度の同じ期間と比較した資料を作成しており、当該年度の全体の状況が分析しづらい資料となっていました。

これを、当該年度の入札等結果の状況を、前年度と比較し、より分析しやすくするため、直近の月までの累計で比較できる資料に変更させていただくものであります。

具体的には、4月の委員会では、28年12月から29年2月までの期間についての前年度比較の資料を作成したところですが、これを2月までの累計について前年度と比較した資料に変更させていただくものであります。

なお、資料1-1の個別契約の状況は、経費節減のため、これまでどおり未報告分のみを掲載させていただく考えです。

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった資料の作成方法の方が、比較、分析がしやすいのではないかと
いうことで、まずはやってみていただいて、問題があれば考え直すということでもいいか
と思います。

他に事務局からありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件のテーマ及び審議対象期間の決定並びに抽出チームの指名をお願いい
たします。

【伊藤委員長】

ということで、先ほどフライングでお話しされましたけれども、委員の皆様からござ
いませんでしたら、先ほどの総合評価の価格逆転のテーマが出ておりますので、それで
お願いできますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案を申し上げます。

抽出テーマは、「総合評価方式のうち標準型・簡易型で価格逆転が生じた案件」、対
象期間は、「平成 28 年度分」、抽出委員は、五十音順で「斎藤委員、佐藤委員」では
いかがでしょうか。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。繰り返しますが、次回のテーマは、「総合評価方式のうち標準型・
簡易型で価格逆転が生じた案件」、対象期間は、平成 28 年度分とします。また、抽出
チームは斎藤委員と佐藤委員をしますのでよろしくお願ひします。

【齋藤委員】

先ほどお話しがありましたように、価格の逆転が増えているということでしたけれど
も、他県と比べて特に増えているのかどうかについて統計が取れるようでしたら、調べ
ていただきたいということが一つと、他県と比べて、福島は東電の事故がありましたの
で、福島だけの特殊要因があるのかどうかについても教えていただけないでしょうか。

【伊藤委員長】

リクエストがありましたので、抽出する前に、その情報があると余計にありがたいで
すね。付け加えて、他県と比較することが可能ならば、隣県がどのような評価項目を設
けていて、福島県はどう言う特色があるのかということもお調べいただけるとありがた
いと思いますので、よろしくお願ひします。

抽出案件についてはよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は8月下旬から9月上旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、6月19日、来週の月曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第64回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。